

2023 年アマチュア無線関連電波法令改定施行時期別項目一覧（抜粋）

Low Technology Laboratory

●2023 年 3 月 22 日施行（既に施行されています！）

法令名	種別	内容
電波法施行規則	省令	アマチュア局/アマチュア業務→アマチュア局/アマチュア業務（表記修正）
		アマチュア局に備え付ける周波数測定装置の規定（第十一条の三） ※9kHz～526.5kHz の規定取り込み
		いわゆる体験運用（第三十四条の十） ※モース除く、罰則を受けた者を除く、努力義務の条項追加
		定款及び理事の変更を届け出る義務のある社団局の免許人の規定（第四十三条 4 項）における社団の定義の例外
		別表第三号 注 5 社団局の場合の記載省略可能な場合の規定について、 公益社団法人その他これに準ずるもの場合の規定追加 ※電波法関係審査基準の項も参照のこと
無線局免許手続規則	省令	アマチュア局→アマチュア局（表記修正）
		申請書の記載省略可能な者の追加（第五条） 公益社団法人に準ずる者で総務大臣が認めるもの（≒JARL） ※電波法関係審査基準の項も参照のこと
無線局運用規則	省令	アマチュア局/アマチュア業務→アマチュア局/アマチュア業務（表記修正）
		他人の依頼による通報の禁止の例外的追加（第二百五十九条）
無線設備規則	省令	アマチュア局→アマチュア局（表記修正）
		別表第二号第 54 衛星局等の例外的対象について表記修正
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	省令	衛星局等を例外とする規定の追加（第二条第十二号）
無線従事者規則	省令	講習について複数の授業形態の組み合わせの認可（第二十一条他）
令和 3 年告示 91 号	告示	【電波法施行規則第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件】 アマチュア業務に「教育又は研究活動のために行う業務」を追加。

令和4年告示 331号	告示	【免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を免許人がする無線局の運用とするものを定める件】 法定上の罰則を受けたものを除外する規定を追加 有資格者の指揮の下に運用する旨を明確化するように規定整理 いわゆる体験運用の規定を追加
平成5年告示 326号	告示	【外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件】 外国資格で社団局の操作を行おうとする者の登録義務から、令和四年告示331号に基づく運用による場合を例外とする規定の追加
平成21年告示 262号	告示	【電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件】 【廃止】
令和3年告示92号	告示	【電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件】 【廃止】
昭和36年告示 199号	告示	【無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件】 ※200W以下の保証を受けた無線設備を使用するアマチュア局から、衛星局等を明示的に除外
平成16年告示 88号	告示	【特性試験の試験方法を定める件】 ※技適の特性試験の方法に関する規定 試験方法の適用周波数の範囲の下限を1,810kHz→1,800kHzに変更
平成5年告示 553号	告示	【無線従事者養成課程の実施要領を定める件】 ※複数の授業形態の組み合わせの認可に対応する変更
電波法関係審査 基準	訓令	衛星局等に関する規定を分離・新設
		（個人開設）無線設備の発射可能な電波の型式・周波数について、申請事項の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むことを追加、操作範囲外の周波数の除去（略）→電波の型式又は周波数の除去（略）に変更
		（個人開設）無線設備の空中線電力について、切替器での低減を認めない事項を削除
		（社団開設）構成員の操作範囲を超える無線設備について、最下級の構成員の範囲を超えないこと→操作範囲を逸脱しないよう適切な措置を執る規定に変更
		（社団開設）社団局の名称について一定の基準を新設

電波法関係審査 基準	訓令	<p>施行規則第 43 条第 4 項、同規則別表第三号の表注 5 及び免許規則第 5 条第 2 項の規定に基づき総務大臣が認めるもの=JARL と定義。</p> <p>(公益社団法人及び前述の総務大臣が認めるものについて)</p> <p>社団が開設するアマチュア局の構成員リスト (無線従事者選解任届の特例) について、無線従事者免許証の番号の記載の代わりに当該無線従事者が開設するアマチュア局の呼出符号の記載可。</p> <p>免許申請の際提出を省略できる書類=定款及び理事リスト、社団の構成員リストについては当該記載に代えて構成員の氏名及び当該者が開設するアマチュア局の呼出符号を記載した書類を一定の期間内の申請に対して一括して提出することにより省略可</p>
		設置場所又は常置場所と申請者住所が異なる場合は、所有または管理を確認/アマチュア局の開設同意を同意書により確認の規定を追加
		二次業務の周波数の使用についての規定 (一次業務の無線局への混信防止の措置、必要に応じて書類等で確認) の追加
		混信妨害に関する規定を全面改定
		電波防護に関する措置を書類等により確認できること、工事設計変更の際は必要に応じ確認する旨の規定の新設
		レピーター局のみによる中継の局数の制限緩和、レピーター局の同時送信周波数の数数の制限緩和、アシスト局の設置制限緩和
		設備共用について組み合わせの明示化
		「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」(いわゆる記念局)の「行事等」の規定の厳格化、記念局の運用の周知広報、体験運用等の規定の新設、記念局の運用期間の厳格化
		いわゆる ARISS 局・体験局の規定削除
		遠隔操作について、設置場所または常置場所と無線設備の操作を行う地点が同一構内の場合は適切な措置・監督が行われている場合に限り遠隔操作には当たらない旨の規定追加
		公衆網接続について、法令に係る制約の注記を削除。また、アマチュア業務に合致するかの判断等についての注記を新設
		公衆網接続について、データベースへのアクセス等一度電子的に蓄積して送信する場合は資格不要とする規定追加
		電気通信事業法令遵守規定追加
公衆網接続の適合事例削除		
<p>衛星局等の規定の新設において、下記の規定が追加</p> <p>アマチュア無線以外の複合ミッションの場合のシステム独立性の要求</p> <p>遠隔操作局は原則移動しない局</p>		

電波法関係審査基準	訓令	過去に使用していたコールサインの再指定を受けようとする場合について、（総務省にて）事実が確認できた場合は再指定できるよう改定
-----------	----	--

●2023年9月25日施行（しっかり準備してその日を待ちましょう）

法令名	種別	内容
電波法施行規則	省令	<p>「許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の変更」の条項追加（新第十条の二）</p> <p>※送信機の外部入力端子に接続する附属装置等</p> <p>※旧第十条の二繰り下げに係る条項変更を含む</p> <p>無線従事者免許とアマチュア局開局申請の同時提出時の提出先の規定の追加（第五十一条の十五 新5項）</p> <p>別表第二号（変更検査を要しない場合）の、「総務大臣が別に告示する無線設備を使用するアマチュア局」から衛星局等を除外</p>
無線局免許手続規則	省令	<p>第二章 第二節の四 アマチュア局の様式の特例 追加</p> <p>申請書の特例様式追加（新 別表第十三号第1・第2・別表第十四号第1・第2）</p> <p>特例様式の条項追加（第三条・第四条・第十二条・第十六条）</p> <p>電波の型式・周波数・空中線電力の一括コード表示（第十条の二 4項）</p> <p>送信機の外部入力端子に接続する附属装置等を接続する無線設備について免許手続の簡略の対象に追加（第十五条の五 新二号）</p> <p>アマチュア局の再免許申請の期間を有効期限満了前1箇月～1年→1箇月～6箇月に変更（第十八条）</p> <p>申請書の様式変更（別表第二号の三第3）</p> <p>免許状の様式変更（別表第六号の三）</p>
無線従事者規則	省令	別表第十一号 無線従事者免許・免許証再交付申請書の様式変更
昭和51年告示87号	告示	【電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件】アマチュア局に関する規定（第1項）を削除
令和5年告示74号	告示	<p>【許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項】 【新設】</p> <p>※昭和五十一年告示87号から分離の上、下記の改定あり。</p> <p>衛星局等を除く規定を追加。</p> <p>20W以下の送信機の部品について改める場合の条件追加</p> <p>適合表示無線設備について、シンセサイザー方式の周波数合成回路に改める場合を追加</p>

令和5年告示77号	告示	【無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第四項（第二十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号】 【新設】 ※いわゆる新一括指定コード
平成21年告示127号	告示	【アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件】 【廃止】 ※いわゆる電波型式の一括記載コード
令和5年告示78号	告示	【無線局免許手続規則第十五条の五第一項第二号に規定するアマチュア局の無線設備】 【新設】 ※免許手続の簡略の対象（適合表示無線設備及び200W以下で保証を受けた無線設備）の別途告示
令和5年告示80号	告示	【アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別】 【新設】 ※いわゆる新バンドプラン
平成21年告示179号	告示	【アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件】 【廃止】
令和5年告示81号	告示	【アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値】 【新設】
平成21年告示125号	告示	【アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件】 【廃止】
平成23年告示279号	告示	【登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件】 ※電气的特性の測定の際、送信機の外部入力端子に接続する附属装置は除いた状態で測定するよう追加（衛星局等除く） ※総合試験の方法を発射可能な周波数帯・空中線電力とする変更（一括指定コード導入に伴う変更、衛星局等除く）。なお、衛星局等については別記。
電波法関係審査基準	訓令	電波の型式・周波数・空中線電力は一括表示記号により行い、個別指定は行わない、社団局の場合は構成員中最上位の資格の範囲による、外国資格による申請の場合は平成5年告示326号により適切な附款を付する、の各規定を追加
		EME局の空中線の規定（有指向性、できる限りサイドローブの少ないもの）を条項の記載位置変更
		受信装置が受信可能な周波数の範囲について、「希望する周波数の範囲を含むもの」→「発射可能な周波数の全部を含むもの」に変更
		475.5kHz帯の規定削除（新告示の附款へ移行）

電波法関係審査 基準	訓令	435MHz帯以下の周波数の使用について放送受信への妨害を与えないことの規定の削除
		52MHz帯の500W超の指定について、外国局との通信の旨の確認規定の削除
		無線従事者選解任届についてのみなし規定を、個人局と社団局で条項分離及び無線従事者免許申請と無線局申請の同時申請が行われた場合の規定追加